

米子市こども計画の改定（こども誰でも通園制度関係）について

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間

令和7年12月17日（水）から令和8年1月15日（木）まで

(2) 資料閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・こども政策課、こども総合相談窓口（ふれあいの里1階）
- ・総合案内、行政窓口サービスセンター（米子市役所本庁舎1階）
- ・地域生活課（淀江支所1階）
- ・各公民館
- ・各子育て支援センター

(3) 意見の提出方法

電子申請、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

(4) 意見の取扱い

提出された意見について、個別に回答はいたしません。市の考え方と合わせて、後日、市のホームページにて公開する。

※パブリックコメントの実施については、報道機関へも情報提供をした。

2 実施結果

意見なし

3 米子市こども計画の改定案

別紙（議題1資料1-4）のとおり